

戦後ドイツ社会とホロコースト認識

芝 健介 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

はじめに～戦争責任を考える 戦後ドイツは日本のモデルか

日本とドイツという二つの国家ないし二つの国民の歴史を比較することは、これまでもしばしば行われてきた。では、比較対照する意味合いはどのあたりにあったのか。その共通性にてあれ、その対照性、対比性にてあれ、比較関心の在処ないしよりどころ自体、日独が第二次世界大戦における戦争責任を国際社会から問われてきたことに深くかかわっていた。

そうした過去のコンテクストにおいて直ちに想いつく共通性を1点だけあげてみれば、二重の遅れを指摘できる。すなわち、統一国家ないし国民国家を構築するのが、西欧なかんずく英仏に比べ遅れをとったことと、帝国主義競争においても、遅れてそれに参加したことである。このような二重の遅れが両国の国民を、極端ないしラディカルなナショナリズム運動に駆り立て、国政や軍事外交にも独特のインパクトを与えてきた点は無視できないように思われる。

日本人の観点による戦争責任問題の脈絡においても、ドイツ・ナチ体制がおかしたホロコースト犯罪（ナチ体制によるヨーロッパ・ユダヤ人虐殺）は、ナチ・ドイツに特有の問題であって、日本には無関係なテーマとみなされがちであったことは否めない。戦争責任の中でも重大な戦争犯罪を構成していたホロコースト犯罪を特異な犯罪とみなす日本人の歴史認識と、次のような日本人の未分化なホロコースト像とは無縁ではない。

すなわち、全体主義体制のナチ・ドイツで、ヒトラーという狂気に満ちた反ユダヤ主義的独裁者が、「ドイツのユダヤ人」を皆殺しにしろと命令し、アウシュヴィッツで実行させた、と

いうホロコースト歴史像である。ヒトラーただ一人に帰責しえず、異常な反ユダヤ主義者であり、ナチ親衛隊全国指導者兼ドイツ警察長官であったヒムラー他一部側近やナチ幹部にも責任があるとするものの、基本的にはヒトラー（の意図）に問題を帰着・還元できるとするヒトラー還元史観ないしヒトラー中心史観である。一種の指導者責任観に立っているともいえよう。いずれにしても、ある特定の民族に対する、こうした異常な人種差別観に立ったジェノサイド犯罪を、第二次大戦中の日本はおかさなかったという点を強調したいがためのものでもある。

ホロコーストを比較不能の特異な戦争犯罪とし、ヒトラーないしナチ一部集団のみに帰責するという捉え方は、自分がナチ体制のひとりであることをけっして認めず、あくまで「他者」と解することで重大な精神的打撃・阻碍から自らを守ろうとした、敗戦後まもないドイツ人（多数派）の態度そのものでもあった。このような形でだんまりを決め込むという方法は、イェルン・リューゼンが、責任を問われている過去に対する「倫理的断罪」、さらに（対象の）「歴史化」と並べて、ドイツ人の過去への対処として類型化してみせたパターンのひとつであるが、日本人の古い世代の多くにもそのまま当てはまりそうな類型ではなからうか。

第二次大戦後50年を経て、普通の人びとのユダヤ人一掃犯罪に対する責任、一般ドイツ人による戦争犯罪への積極的関与を明らかにしようとする視点から、「抹殺志向の反ユダヤ主義」（＝ユダヤ人は死ぬべきだという帰結へ導く反ユダヤ主義の特定形態）は、ヒトラーが政権に就く数十年前からドイツでは一般の人びとに共有されており、ドイツ人はヨーロッパ・ユダヤ人に対するヒトラーの致命的宣伝と政策を支持し、チャンスがあればそれに進んで参加したと

する挑発的なテーゼを提起したゴールドハーゲン著『普通のドイツ人とホロコースト ―ヒトラーの自発的死刑執行人』（望田幸男監訳、ミネルヴァ書房 2007年、原著英語版およびドイツ語版刊行は1996年）は、一種の抹殺意図説をヒトラーや狭義のナチスに限定せず一般民衆の間に思い切って拡大しようとしたものといえる。

これは、ヒトラーを知らない若い世代には特に歓迎されたが、彼の議論は、第一次世界大戦の敗北がドイツにとっていかに重大な経験であったかがすっぱり抜け落ちていた。そこが最も問題になる部分であろう。つまり、軍部・極右勢力が敗戦と第二帝制（ドイツ帝国）崩壊をユダヤ人の責任に転嫁しえたことが、ユダヤ人問題をめぐる政治過程にとって決定的であり、ドイツにそれまでになかった強力な新要素を付加したという点が閑却されているのである。

したがって戦争責任問題を考えていく場合、まず第二次世界大戦から問題の検討を始めるのではなく、むしろ第一次世界大戦からスタートさせる必要があるというのが筆者の見解である。ドイツの場合は、第一次世界大戦に敗北したことに対するトラウマが、新たな世界大戦に臨ませ、結局は第二の敗戦につながった。第一次世界大戦において日本はイギリスとの同盟関係から連合国の一員となり、敗戦国ドイツの戦争責任を追及する立場に立った。この点が、戦犯追及といえは連合国による敗者への一方的裁きとしての東京裁判しか連想しない現在の日本では、忘れられているように思われる。

第一次大戦終了直後のドイツ国民は戦争に敗れたことが信じられなかった。というのもドイツ帝国軍は国境の外で戦い続けており（特に西部戦線）、ときたまあった空襲以外、敵軍の侵入を経験していなかったからである。したがって軍は、戦争敗北責任論、すなわち「背後からの一突き」で戦争に負けた、ユダヤ人と左翼が革命の混乱をひきおこしたことによって敗北したのだ、というまことしやかな伝説を戦後、国民の意識に植え付けていく。

ヴェルサイユ条約もドイツだけに戦争責任をおしつけるものであるとされた。この対独講和条約において、訴追条項が設けられ、指導者責任観もここで公式にはじめて登場する。1915年5月のドイツ海軍潜水艦による英客船ルシタニア

号撃沈事件では、中立国の米市民を含む無辜の一般市民が多数犠牲になり、独軍による捕虜の虐待殺害等を含む他の数多の戦争犯罪に対しても、「カイザーを吊るせ！」「ドイツ皇帝を縛り首に！」という非難が高まった。敗戦後のドイツでは、連合国により作成された約900名の戦犯容疑者リストに沿った引き渡しはおこなわれなかった（ヴィルヘルム二世は革命でオランダへ亡命）。ドイツ側の「自主裁判」として開廷したライプツィヒ国事裁判所法廷では、リストの20分の1にも満たない、わずかな数の将校・兵士を裁くにとどまった。もっとも、ナチズムが、かかる「自主裁判」による戦犯追及の拒否を重要な運動の起点にしていた事実そのものも含め、ライプツィヒ裁判の歴史的意義にはもっと光が当てられてしかるべきであろう（芝健介『ニュルンベルク裁判』（岩波書店 2015年）第1章「忘れられた戦犯裁判」、参照）。

小稿では、戦争責任を考えるという基本的枠組みの中で、いわゆる過去の克服の実態について、とりわけホロコースト認識における歴史的結節点に注目するという視点から、ホロコーストと戦後ドイツ社会という問題にアプローチする。こうした問題への接近は、ドイツでもニコラス・ベルクの『ホロコーストと西独歴史家たち』（2003年）以降ようやく本格化してきているものの、結節点そのものに注目した研究がまだ殆どないに等しいからである。

またここで扱う課題が、依然として遅れている日本の過去の克服に対して、何を投げかけているのかも可能なかぎり明らかにしていきたい。以下、第二次世界大戦終了後の戦犯裁判とドイツ社会、1960年代以降のドイツ国民のホロコースト認識と歴史叙述・解釈の変遷、80年代から「ベルリンの壁」崩壊を経てポスト統一期を迎えている記憶のポリティックスと想起の文化という3つの局面を重点的に考察する。

I 第二次大戦後の戦犯裁判とドイツ社会

戦犯裁判と戦後ドイツ社会の検討において、従来の歴史的把握の仕方にはいくつか問題が存在した。現在でもヨーロッパの戦犯裁判といえは、ニュルンベルク裁判のことしか思い浮かべない場合が少なくないが、実際には4種類の戦犯

裁判があったといえよう。

1番目は、ダハウ裁判である。ミュンヘン北西郊外ダハウに設立されたナチ・ドイツ最初の公式の強制収容所である。ここでは、1933年3月の設立から45年4月の米軍による解放までの間に、累計20万人囚人のうち約8万人が死亡した。ニュルンベルク裁判よりもはやくこのダハウの収容所跡地で最初の戦犯裁判が開廷され、さまざまな他の強制収容所の犯罪も追及した。オーストリア最大の収容所マウトハウゼンを含め「戦犯裁判」そのものとしても多数の裁判が連続しておこなわれた。

2番目が、いわゆるニュルンベルク裁判、国際軍事裁判（1945年11月20日～46年10月1日）で、ナチ体制の主要戦犯容疑者22名を裁いた、米・英・ソ・仏4カ国による裁判である。被告人たちは、すでにベルリンの地下要塞で自殺して、この国際裁判にはいなかったヒトラーに全ての責任を帰そうとした。

3番目は、ニュルンベルク米軍事裁判（ニュルンベルク継続裁判、1946年10月25日～1949年4月14日）である。2番目の国際裁判に匹敵するような重要被告人（たとえば内閣官房長官その他の閣僚）も多数含む計12の裁判がおこなわれた。計12の裁判被告人185名を機能エリート的観点から分類すると以下の5つに分けられる。

- ①アカデミカー（大学出、特に医師・法律家）
39名（第1号、第3号事件）
- ②親衛隊（SS）・警察幹部将校56名（第4号、第8号、第9号事件）
- ③企業家・銀行家42名（第5号、第6号、第10号事件）
- ④軍幹部・将官26名（第7号、第12号事件）
- ⑤大臣・政府高官22名（第2号、第11号事件）

最後に結審した第11号事件で、はじめて1942年1月20日に開催されたヴァンゼー会議（ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅政策に関して国家保安本部長官ハイドリヒが主宰）の会議録が法廷に提出され、ホロコーストが国家総体による犯罪であったことが明らかにされた。

4番目は、基本的に2番目と3番目を参考にしながらおこなわれた各国別裁判である。たとえばポーランドではアウシュヴィッツ裁判が開廷

された。元収容所司令官、収容所長ヘースは、ニュルンベルク国際裁判では証人として出廷、ニュルンベルク継続裁判でもアウシュヴィッツ内に巨大プラントを建て収容所の強制労働力を搾取利用した企業IGファルベン（第10号事件）の裁判において重大な証言を残したが、そのあと、ポーランド側に引き渡され死刑判決を受け処刑された。

最初の収容所裁判で絶滅収容所と強制収容所の区別も知らないまま衝撃的事実に直面させられたドイツ世論は、2番目のニュルンベルク国際軍事裁判判決に対しては、比較的好意的に受け入れるようになったものの、3番目のニュルンベルク継続裁判あたりから、死刑判決を受けた元「行動部隊」Einsatzgruppen（対ソ戦でユダヤ人の殺戮を専門にした親衛隊保安部・秘密国家警察中心の部隊）の指揮官たちに対する特赦を求める動きが活発化した。教会指導者をはじめ各界代表者たちは、被告人たちを「戦争犯罪人」の烙印を捺された「犠牲者」と呼んで赦免請願の声を強めた。

対独占領軍政府は、ドイツ人の非ナチ化・「再教育」に努めたが、日本が東京裁判の判決を正式に受け入れたのと違い、ドイツ連邦共和国では、ニュルンベルク裁判の判決や「人道に対する罪」等の犯罪概念を受け入れようとはしなかった。「ナチ暴力犯罪」という形で伝統的刑法にもとづくドイツ側の「自主裁判」もその後展開されたものの、国内障害者へのナチ時代の殺害措置に対する裁きも含め、「自主」裁判の数は激減していくことになる。

ドイツ社会からナチ的要素が除去されていない実情をさらに露呈させた事件として1959年末から全国的に広がった落書き騒動をあげておかねばならない。この年のクリスマス、ケルンのシナゴークに鍵十字が落書きされた事件を契機に、若者による類似の事件がユダヤ人墓地における墓荒らしの形でも多発し、ひと月ほどの間に700件に達した。すでに1948年～1957年の間に計170件を超えるユダヤ人墓地毀損事件が起っていたが、政府は新生ドイツのイメージをさらに大きく傷つける1959年末からのこうした事態を憂慮するようになった。1960年にアーデナウアー政権は、公共の平穏を乱すような形で憎悪を煽って、暴力を誘発したり、「一部住民を侮辱

し、悪意をもって軽蔑し、あるいは中傷することで、他者の人間の尊厳を傷つける者は、3か月から5年の刑に処せられる」とした「民衆扇動罪」を導入した。その一方で、当時の内務大臣は歴史教育の「見直し」の必要性も強調するようになり、「自虐史観」からの脱却という意味での「正常化」を打ち出したりした。

また、1960年はアイヒマン逮捕のニュースが世界の人びとを驚かせた年でもあった。戦時中アウシュヴィッツはじめ絶滅収容所へのヨーロッパ・ユダヤ人の強制移送に決定的責任を負っていた元親衛隊中佐アードルフ・アイヒマン（国家保安本部ゲスターポ・ユダヤ人問題課長）は、60年5月に逃亡先のアルゼンチンでイスラエル情報機関の工作員に拉致され、イスラエルへ極秘連行された。アイヒマンはイェルサレムの特別法廷で裁かれ、62年1月に処刑された。

当時の「国家の行動」を「上から」の命令で遂行したにすぎず、したがって刑事責任もないというアイヒマン側の主張（国家行為論、上司命令遂行論）に対して、裁判所は「この種の犯罪には国家のみが責任をもちうるとか、こうした行為を遂行するエージェント（代理人）が処罰されるということは今後もない、とかいうような考え方は今日維持しがたい」と斥け、ニュルンベルク裁判が適用した国際軍事裁判憲章の原則（第7条「国家元首であろうと、責任ある政府部署の官であろうと、被告人の公的地位・立場によって、責任が解除されるとか処罰が緩和されることはありえない」）を繰り返し宣明した。

この「アイヒマン裁判」は、ニュルンベルク裁判の歴史的意味合いを忘却しようとしていたドイツ連邦共和国にもショックを与え、ドイツ国内での本格的な自主的戦犯裁判といえる「アウシュヴィッツ裁判」（1963年）はじめ、一連の絶滅収容所裁判（1964年トレブリンカ絶滅収容所裁判、1965年ソビブル絶滅収容所裁判、1975年マイダネク絶滅収容所裁判）開廷を促す一大契機となった。

II ドイツ連邦共和国のホロコースト認識と歴史叙述・解釈の変遷

ナチズム体制を、ヒトラーの一人支配独裁に

単純に還元せず、四つの権力集団（独占資本・軍部・官僚勢力・ナチ党）による複合支配と早くから把握し、アメリカの社会科学の興隆にも大きな影響を及ぼした亡命研究者の中心的人物のひとりとしてフランツ・ノイマンがいる。彼の代表作『ビヒモス』（英語版1941～1944年刊）は、ホロコーストにいたるドイツの反ユダヤ主義の問題の重大性について戦争中すでに鋭く指摘していたが、連邦共和国で独語訳が出版されたのはようやく1977年のことであった。

アメリカにおけるノイマンの弟子であるラウル・ヒルバーグの大著『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅』（1961年）も、ナチ体制下官僚制による前代未聞の殺戮システム「開発」の機構・機軸的模索を鋭く分析しているが、独訳刊行は1983年と遅れに遅れた。それも小出版社からの刊行で、ホロコーストへの関心そのものも、なかなか高まらなかったというのが当時の実情であった。

ただアイヒマン裁判の影響を受け独国内最大の戦犯裁判となったアウシュヴィッツ裁判（65年結審）で鑑定書として採択されたマルティーン・ブローシャート他4人の現代史研究者による『親衛隊国家の解剖』は、新書版にもなり例外的に普及した。同書は、「警察国家」（強制収容所KZ管理・支配体制、テロル国家）の諸側面を説得的に解明し、ナチ親衛隊（SS）がプロイセン政治警察たる秘密国家警察（ゲスターポ）と合体し各州警察組織を併呑、開戦後は、国家保安本部を構築し、軍以上にホロコーストに深く関与した実態を克明に分析している。

ナチ体制の構造をめぐる解釈をめぐるのは、全体主義独裁（究極の決定者、「全能」の独裁者ヒトラー）によって組織されていたのか、それとも（国家・一党独裁ナチの二元構造下）競合するサブ・リーダーたちが、一種の社会ダーウイニズムによって自己の権力を獲得しようと努めた多頭支配で、ヒトラーはむしろ「弱い独裁者」（ハンス・モムゼンの用語）だったのではないかという論争があった。前者の立場は「意図派」、後者の立場は「機能派」と呼ばれ、二つの学派が60年代後半から論争を繰り返していた。

ホロコーストを含む決定の責任をヒトラーおよびナチ側近指導者に帰着させる前者には、ナチ時代の広範な政治社会エリート層やドイツ国

民の責任・倫理不全を問わないという思わぬ免責効果を導き出す傾向があった。それに対し、後者は、1939年の侵略戦争開始への積極的協力という面のみならず、1933年のヒトラー政権掌握に絡んで権力の受け渡しにもナチスと共同責任を負うべき伝統的支配エリート（わけても軍部・官僚・経済界）の役割も等閑視しなかった。しかも個人独裁の問題ではなく、体制の問題、とりわけ資本主義とナチズムとの関係を軸にした社会構造・社会編成の問題として把握するファシズム解釈の方向性を打ち出していたことも重要である。

ところで、1967/68年の、学生を中心にした若者の運動をつき動かしていたものが何なのか、について歴史的に究明する作業はまだ緒についたばかりであるが、1940年代に生まれ、戦争世代のもとで育っていったこの抗議世代とその両親の世代との間に、相互理解を阻む独特の困難・緊張関係が伏在していたことは、現在かなり明らかになってきているといえよう。1950年代には暗黙の了解として「過去については語らない」ムードの中で、父親と息子、母親と娘の対話はしばしば成立しないままに終わっていた点については、「世代の断絶はひどいものよ。彼らは両親と話ができないの。両親が深くナチスと関わっていたのを知っているのだもの」というハンナ・アーレントの有名な指摘を俟つまでもない。しかし、60年代後半に入ると、若い世代は祖父や父親にナチ時代の行為を問いただすようになり、戦後の繁栄の中に塗り込められたナチズムの痕跡、記憶を掘り起こすことを一つの使命とを感じるようになっていく。

アメリカはいわずもがな、ヨーロッパの他のどの国にもまして激しかったドイツ連邦共和国における世代間衝突が、第二次世界大戦、なかなかずくホロコーストの経験に由来していた点は強調しておく必要がある。問題はナチズムおよびその犯罪にどう向き合うかだったが、機能エリートが「第三帝国」から連邦共和国へと連続しているという政治的・道義的・道徳的な躰の石が重大な起点となって、世代間の決定的乖離があらわとなり、60年代後半になって政治体制とその諸装置（文化・高等教育機関としての大学も含め）の正当性に対する批判が爆発したというのが、ドイツの「68年」だったといえる

のではなかろうか。70年代にはテロリズムと「ドイツの秋」「鉛の時代」ともいわれる抑圧ムードの中で、学生反乱の波は終息していったが、このころからドイツの大学で社会史の教育を受けて、歴史や社会科の教員になったアカデミカー（大学卒）が初等中等教育にも携わり始める。

折しも米TV長編ドラマ「ホロコースト」（1979年1月末）が4夜連続で放映された。このドラマでは、ヨーロッパ・ユダヤ人に対する絶滅政策を調整したヴァンゼー会議の様子も描かれており、連邦共和国の国民にとってはナチ・ユダヤ人政策の歴史的知見を深める貴重な機会になった。それだけでなく、2つの家族の葛藤・悲劇の物語を軸に展開されるドラマを通して、犠牲者・加害者・同調者の運命が切実な形で心に刻み付けられるはじめての映像体験ともなった。

それは決定的に重要な経験だったようで、放映前の世論調査では、過半数（賛成 51%、反対15%）が「ナチ刑事責任追及はもう止めたほうがよい」としていたのに対し、放映後は逆転した（賛成35%、反対39%）。番組の影響を重視した連邦議会も、（ナチ犯罪含め）すべての謀殺罪（計画的な殺人に対する罪）には時効を適用しない法律を可決した。これはナチズムをめぐる法政策上の「過去の克服」の大きな方向転換だった。

1970年代の社会史の隆盛、日常史、郷土史等、「下から」の歴史記述の発展は、もっぱら国家や政治社会エリートを歴史のアクターとして前景に押し出した従来の政治史中心の歴史叙述とは異なり、「普通の人びと」の歴史を浮き上がらせた。

こうした歴史運動が「君が立っている場所を掘り起こせ」という標語のもと、子供たちの歴史作文コンクール開始を促した。1980年からの3年間は「ナチズム下の日常」をテーマに募集したところ、全国で13000人の応募があったとされる。自分の町や村のナチズム体験を明らかにすべく聞き取り調査を展開した生徒たちに対し、一部では、「ネストシュムツァー（巣を汚す、恥づべき非国民）」という非難があったことも事実であるが、日々の生活や人びとのより親密な関係性の中から現代史を読み直すことを通じて、生徒たちが以下の歴史的な問題を認識するようになったことは重要である。

それは、ナチ体制が実は一部の確信的ナチスだけによって運営操作されていたのではなく、それ自体としては犯罪性のない市民・民衆の日常生活が織りなされる中で、犯罪的な不法の体制が維持されていたという事実である。

Ⅲ 記憶のポリティックスと想起の文化

生徒にアドバイスや示唆を与える形で、自らの立地点を掘り起こす歴史運動に関わっていった、「戦争の子供たち」ともいわれた「68年」世代は、ナチズムの犯罪、加害の現場が荒れるに任されたり、かつての強制収容所跡地やシナゴークが、駐車場や倉庫等全く別のものになっていることに気づき、驚いた。こうした体験を通じて、歴史の痕跡が消されているのは、先の世代が過去との向き合いをないがしろにしてきた証拠であると考えた。

このようにして戦後歴史研究・教育の社会史への転換の大きなうねりともつながりながら、犠牲者たちの「足跡探し」が始まった。その時点で立ち戻るのも、自分たちが祖父や父親世代の残した負の遺産を克服するという使命感に突き動かされていた「68年世代」の強いイニシアティブに、ユダヤ人の歴史の再発見も牽引されていたという小稿の主題的事実に再注目していただきたいからである。

1970年代後半から1980年代に入ると、「記憶の場」あるいは「想起」しなければならない「歴史的场所」にしるしをつけて可視化し、これを保存する運動が、多くのアマチュア郷土史家を含む草の根レベルで広がっていった。たとえば、シナゴークがあった場所にプレートをつけて破壊の経緯について記した。地方の小規模な労働収容所の歴史が掘り起こされ、被収容者の運命が調査された。また忘却されていた集団埋葬場が整備され、無名の囚人の墓に石碑が建てられた。

こうして草の根レベルで始まった「足跡探し」は、1980年代に入ると、「記憶の場」を法的に保護の対象と指定して整備し、記念碑を建てるという点で、公的な過去に位置付けられていった。犠牲者としてのドイツ人像から加害者としてのドイツ人像への明確な（パラダイム）シフトがあった。記念碑建設、記念プレート設置

の急増にそれは明白にあらわれているともいえる。多くは1985年の終戦40周年、さらに1988年の「水晶の夜」50周年に合わせる形で計画されていた。

「過去を心に刻まない者は、現在に対しても盲目になります」という警句に象徴されるヴァイツェッカー大統領の終戦40周年連邦議会記念演説を批判したベルリン自由大学教授エルンスト・ノルテの論考「過ぎ去ろうとしない過去」を契機に、1980年代後半にはホロコーストの解釈・歴史的コンテクストをめぐる「歴史家論争」が展開された。しかし、現在では1980年代にドイツの集合的記憶の一大「転換」があったという点で、多くの研究者の見解が一致しているように思われる。

ホロコースト記念碑建設の議論が始まったのは1988年だったが、連邦議会がその建設を決定したのは、10年以上経過した1999年であった。この年に連邦議会は記念碑建設決議（98年まで政府与党であったキリスト教民主・社会同盟の場合は賛否同数）をようやく成立させ、2003年に工事が開始された。2005年に「虐殺されたヨーロッパ・ユダヤ人のための追悼慰霊碑」をベルリンのど真ん中に完成させた。ここでも「下から」の市民運動による記念碑建設呼びかけが起点になっていた点で、きわめて連邦共和国的とも呼べる（過去との真剣な取り組みが新たな社会規範として確立していく）脈絡のなかから生まれしてきた記念碑建設案と呼べるものであった。

1990年にドイツが統一を果たしたことで、これは国民統合の一局面へと変化していく。長い議論を経て2005年に完成したこの記念碑が、ドイツ民主主義の象徴である連邦議会議事堂に隣接する場所に建てられたことにも読み取れるように、ドイツ国家によるホロコーストの位置づけがここに示されている。

おわりに ～「戦後責任」と、政治文化としての「過去の克服」をめぐる

最後に、独日の戦争犯罪をめぐる責任問題への対応の対照性を確認しておく。ドイツは「ドイツ民族の名において」おこなわれた「ナチ犯罪」に対するニュルンベルク裁判の法理も判決も受け入れなかったが、日本はサンフランシス

コ講和条約を通じて、東京裁判の判決もBC級戦犯の被告人の管理も連合国にかわって受け入れた。この点は正反対の違いともいえる。

しかし、その後、ドイツがナチ犯罪に関する時効を廃止して現在に至るまで犯罪追及を続けているのに対し、日本は講和条約を通じてかつての植民地人民の日本国籍を奪った。さらに、天皇ないし「大日本帝国」の名において植民地人民を戦争に駆り立てながら、戦後は戦犯に問われた動員犠牲者の処罰管理を引き受ける一方で、補償は拒否しており、現在に至るまでさまざまな禍根を残している。

連合軍が東京裁判に乗り出す前に、日本政府が、追及を躲すために、ごくごく小規模な「自主裁判」をおこなって、一部の将官の名誉剥奪で事を済ませようとした事実は、最近も永井均氏（『敗者の裁き』再考）『年報 日本現代史』21）によって指摘されながら一般にはまだ殆ど知られていない。

本稿の論点に立ち返ると、ホロコーストの過去とどう向き合うのか、という問題に直面させられた戦後ドイツ連邦共和国の政治文化の結節点として、重要な3つの曲がり角・転換局面があったと指摘できよう。

ニュルンベルク裁判、わけてもニュルンベルク継続裁判は、当時はドイツの多くの人びとから拒否され、一旦は忘れ去られたが、それが存在した事実は、その後ドイツでの「自主裁判」をとにもかくにも開廷せしめる重大な歴史的経験、要素になり、現在に至っている。

司法や教育をはじめさまざまな政治社会分野の自発的な「過去の克服」に導いていった要因としては、「68年世代」の社会的役割を見落とすことができない。善悪の道徳的判断ないし道義的基準は、戦後世代の場合、より厳格になったことは否めず、その厳しさは、祖父や父親世代への暴力的な攻撃さえも惹起させることになったが、このような世代が主流化することによって過去の解釈が規範化したという側面も指摘しておかねばならない。独善的傾向がなかったとはいえないにしても、ドイツの想起文化（ホロコーストの記憶をめぐる問題の脈絡では、記憶の破壊や痕跡抹殺に抗い、記憶の消失そのものを絶えず想起せんと努める行動様式）の成立に果たした68年世代の貢献には実に大きなものが

あった。

統一後の新しいドイツ連邦共和国の首都ベルリンの中心部に建設されたホロコースト記念碑は、ナチズムの負の遺産をめぐる葛藤・対立・論争を通じて獲得した戦後ドイツ政治文化の総決算、過去の克服の集大成として、今日のドイツの政治的・道義的・文化的一大資源になっている。

ホロコーストは突如出現した現象ではない。その犯罪性に目を向けるだけではすまない問題として、ホロコーストの前段階に何があったのか、どこに警戒のシグナルが発せられていたか、早い段階ならば後の事態を防ぐためにどんな手立てが可能だったのか等、記憶ブームとその消費だけでは解決究明できない課題が依然として横たわっている。

（追記）小稿は、「はじめに」に付した副題を本題として2016年12月2日、韓国・高麗大学グローバル日本研究院でおこなった日本語講演をベースに内容を大幅に縮約整理したものである。講演そのものは、『韓国と日本～歴史和解は可能か』（2017年7月刊）の第10章として韓国語訳の形で採録された。今回のソウルへの招聘のみならず出版にまで並々ならぬ御尽力をいただいた趙眞九先生に心から感謝申し上げたい。なお本論脱稿後、小稿とそれほどタイトルがかわらない『ホロコーストと戦後ドイツ』（高橋秀寿、岩波書店 2017年12月）が刊行されたばかりであることに気づいた。戦後世界のホロコースト「ブーム」とその基底にあるものへの分析を中心とする本書は、ホロコースト認識の消長への接近方法や視角、重点の置き方等、小稿とやや異にするものの、新鮮で鋭利な問題提起の書である。ぜひ参照されたい。